

(第1編)

第7章 通知、呼出しおよび召喚

第166条 通知行為は裁判所書記官の指揮のもとに行われる。

一人制または合議制裁判所外で送達される通知、呼出しおよび召喚(*注)は、対応する公務員によって行われる。裁判所書記官が適切と判断した場合には、配達証明を添えた書留郵便で送付することができる。裁判所書記官は送付される封筒の内容を(訴訟)記録に公証し、受領通知を添付する。

通知、呼出しおよび召喚は、民事訴訟法第1編第5章第5節に規定される方法で実行される。

郵便による通知、呼出しおよび召喚は、受取人が配達証明で受領を証する日に実行されたとみなされる。

前各段の規定に従って送付される書留郵便物は無料扱いとなり、その額は(訴訟)費用の計算には含まれない。

裁判所で行われる通知行為は、通知を受ける者に裁定を全文読み上げ、たとえ本人が要求していなかったとしても同時にコピーを渡し、作成される(報告)メモの中でそれぞれ記録される。(報告)メモには裁判所書記官またはそれを作成する公務員が署名する。

(*注:呼出しと召喚の違いは、第19条の注参照。)

(本条の最終改訂。2009年)

第167条 通知の実施については、事件に参加する裁判所書記官が以下の内容を含む(通知)令状(cédula)を作成する:

1. 当該訴訟の目的およびそこで当事者となる者の姓名の表示。
2. 通知されるべき裁定の文字通りのコピー。
3. 通知されるべき者の姓名。
4. 通知状が発行された日付。
5. 裁判所書記官の署名。

第168条 (通知)令状の発行およびその履行を委託された裁判部の職員または執行吏に関する短い(報告)メモが裁判所記録に残される。

第169条 (通知)令状を受け取った者は、通知されるべき者の数と同数のコピーを作成し、署名してそれらコピーを正式なものとする。

第 170 条 通知は、通知されるべき裁定を全文読み上げ、通知される者に（通知）令状のコピーを手渡し、（通知）令状原本の下部に短い（報告）メモで引渡しの記録を作成してなされる。

第 171 条 （報告）メモには引渡しの日時が記録され、引き渡された者と通知を実行した公務員が署名する。

引き渡された者が署名の方法を知らない場合は、その者の要求に応じて別の者が署名する。署名したくない場合は、そのために求められた証人 2 名が署名する。これらの証人は、そのような行為を拒否できない、さもないと 25 ペセタから 100 ペセタの罰金を科せられる。

第 172 条 最初の探索手続きで、通知を受ける者がその住居で見つからなかった場合、その不在の理由および期間が何であれ、（通知）令状は、当該住居にいる 14 歳以上のその親族、家族、または使用人に引き渡される。

誰もいない場合は最も近い近隣者の一人に引き渡される。

第 173 条 引渡し書には、（通知）令状のコピーを受け取った者は、通知を受けるべき者がその住所に戻ったらすぐにそれを引き渡す義務がある旨、および、引き渡さなかった場合は、25～200 ペセタの罰金となる旨が記載される。

第 174 条 通知を受ける者の住居が変更され、新しいアドレスを確認できない、または、その他の理由により通知を実行できない場合、その旨は（通知）令状原本に記録される。

第 175 条 呼出しおよび召喚は通知に規定される方法で実行されるが、次の点が異なる：

呼出し状には次の内容が含まれる：

1. （呼出し）裁定を下した裁判官、裁判所または裁判所書記官、その（裁定の）日付、および裁定が下された訴訟の表示。
2. 呼び出される者の氏名および住所。これらが不明な場合は、それらの者が居る場所が発見され得るところの他の状況。
3. 呼出しの目的および呼び出しされる資格。
4. 呼び出される者が出頭すべき場所、日時。
5. （出頭）義務がある場合、最初の呼出しに、200 ユーロから 5,000 ユーロの罰金を科される警告の下で、出頭する義務、または、2 回目の呼出しの場合は、刑法第 463 条第 1 項に規定される公務執行妨害の罪の犯人として追及されるという警告の下で出頭する義務。

召喚状には、呼出し状に関する上記の要件 1 号、2 号および 3 号に加えて、以下の事

項が含まれる：

1. 召喚される者が出頭すべき期限。
2. 出頭すべき場所、および、その前に出頭すべきところの裁判官または裁判所。
3. 出頭しなかった場合、法律で規定される損害賠償責任を負うという警告。

(本条の最終改訂。2009年)

第176条 呼び出された者が、指定された日時に指定された場所に現れない場合、呼出しを実施した者は、呼出し状の写しを受け取った者の住所に再び赴き、出頭しなかった理由を呼出し状原本に記録する。この理由が正当でない場合、呼出しを取り決めた裁判官または裁判所は、前条第5項に規定される刑罰のうち関連する刑罰を執行するために直ちに手続きを進める。

第177条 通知、呼出しまたは召喚が別のスペイン司法当局の領域で実行されるべき場合、(上級裁判所への)共助嘱託書(suplicatorio)、(同レベルの裁判所への)共助嘱託書(exhorto)、または(下級裁判所への)共助嘱託書(mandamiento)が、(通知)令状等が含むべき要件をそれらに挿入して、必要に応じて発行される。

外国で実行されるべき場合は、条約に規定される手続きがあればそれが遵守され、ない場合は相互主義の原則に従う。

第178条 通知を受けるべき、呼び出されるべき、または、召喚を命じられるべき者が知られた住所を持っていない場合、予審裁判官は住所の照会に都合の良いものを命じる。この場合、裁判所書記官は、司法警察、公的登録機関、専門職団体、利害関係者が当該照会に関して活動を行っている団体または企業に連絡する。

(本条の最終改訂。2009年)

第179条 通知、呼出しまたは召喚が実行されるか、これを妨げた理由が記録されると、(通知)令状等の原本、または、発行された共助嘱託書が(裁判)記録に綴じられる。

第180条 本節の規定に従って実行されなかった通知、呼出しまたは召喚は無効となる。

それにもかかわらず、通知、呼出しまたは召喚された者が裁判で知ったと自認した場合、その手続きは法律の規定に従って行われたもののように完全な効力を発揮する。ただし、これは次条に規定される懲戒処分から(裁判所)補助者または廷吏を免責しない。

第181条 補助者または廷吏が、本節に基づいて対応する職務の遂行を遅らせた、または、本節に規定される手続きのいずれかを怠った場合、その者が属する裁判官

または裁判所による懲戒処分の対象となり、50 ペセタから 500 ペセタまでの罰金が科せられる。

第 182 条 通知、呼出しまたは召喚は、次を除いて、当事者の訴訟代理士に対して行うことができる：

1. 法の明示的な規定により利害関係者自身に直接送達されなければならない呼出し状。
2. これらの者の強制出頭を目的とする呼出し状。